

2013年6月通常会議 議案と請願に対する討論

2013年6月21日

塚本 正弘

私は日本共産党天津市議員団を代表して、

[議案第103号](#) 天津市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について、

[議案第118号](#) 名誉市民の表彰について、

及び

[請願第4号](#) 保険薬局への無料低額診療事業に関することについて、

以上3件についての委員長報告に対する反対討論を行います。

まず、議案第103号についてですが、現在、天津市直営のもとで維持管理を公園緑地協会に委託をしている都市公園196カ所を、一括して指定管理者制度に移行しようとするものであります。

天津市公園緑地協会は、天津市内の公園の維持管理などを目的として設立をされている公益社団法人であり、市内の公園を統一した基準で維持管理することができるとして、これまで随意契約で委託をされてきたものであります。このような状況のもとでも、黄野瀬議員の一般質問で指摘をされているように、年々委託料が引き下げられるもとで、天津市からの出向職員の削減や正規職員から非正規職員への置きかえなどが進んでおり、適正な公園管理や市民サービスの確保が図れるのか懸念されているところであります。

公園緑地協会への一括での随意契約については、包括外部監査によって問題が指摘をされておりますが、今後公募による指定管理者制度へ移行したからといって、上記のような懸念が解消されるものでもありません。

ましてや、指定管理者制度のもとでは、行き過ぎた競争のもとで低価格競争が広がり、そのもとで働く人たちの労働条件の悪化、ひいては市民サービスの低下も懸念をされます。このような悪循環を断ち切るためにも、天津市の公園の管理は現行どおり直営で行うべきと考えます。

また、現在都市公園の多くが市民団体などによる清掃などが行われており、市と市民がまちづくりについて力を合わせる、いわゆる市民協働の実践の場ともなっております。このような中から市民の願いや要望などを市として受け止めて市政に反映をしたり、また市民が自らのまちづくりに参画をする意識が育ってまいります。指定管理者制度となれば、このような協働のあり方も大きく変わるおそれもあり、この点からも本議案に反対をするものであります。

次に、議案第118号についてですが、現在、天津市の名誉市民は10名、そのうち条例施行後の歴代市長を含む政治家が6名と大半を占めており、実業界が1名、法曹界が1名、芸術界が1名、社会活動が1名となっております。

本会議の質問でも明らかになりましたが、天津市の名誉市民表彰については、推薦選考規定や選考委員会なども整備されておらず、必ずしも市民の総意が適切に反映するものになっているとは言いがたいところがあると考えるものであります。市長経験者だからと名誉市民表彰を行うべきではありません。

また、提案されている目片信氏については、子どもの医療費助成制度など施策を前進させてきた業績については評価をするものであります。同時に、私たち共産党市議団は、行政改革という名目で福祉関連補助金の1割カットを行いながら、一方で、多額の内部留保を持つ大企業への工場建設補

助金等を進めてきたことや、その他の点でも目片市政の問題点について率直に批判を行ってまいりました。

これらの点からも本議案に賛成することはできません。

次に、請願第 4 号についてであります。無料低額診療事業は社会福祉法第 2 条第 3 項第 9 号において、生計困難者のために無料または低額な料金で診療を行う事業と規定をされている第 2 種社会福祉事業であり、都道府県や政令市、中核市が認定した事業者によって事業が行われ、一定の要件を満たせば、固定資産税などの減免が行われます。

現在、大津市内では請願されている滋賀民主医療機関連合会の 2 診療所を含め 3 か所、滋賀県全体では済生会滋賀県病院など 19 医療機関が実施をしております。

社会的な格差や貧困が大きな問題になっているときに、生活保護制度や国民健康保険の窓口負担の軽減なども大きな役割を果たしておりますが、医療費負担を心配して医者にかかることができず、手遅れで命を落とす事例も発生をしています。そのような意味でも、生活に困窮された方の命と健康を守るセーフティネットとして無料低額診療制度は大きな支えとなっておりますが、処方された薬剤は一部負担が必要となり、必要な治療に支障を来す事態となっております。

本来の法の趣旨を生かして、無料低額診療事業の対象として保険薬局も含めるようにすることが必要です。

よって、本請願を採択することを求め、否決すべきとした委員長報告に反対をするものであります。